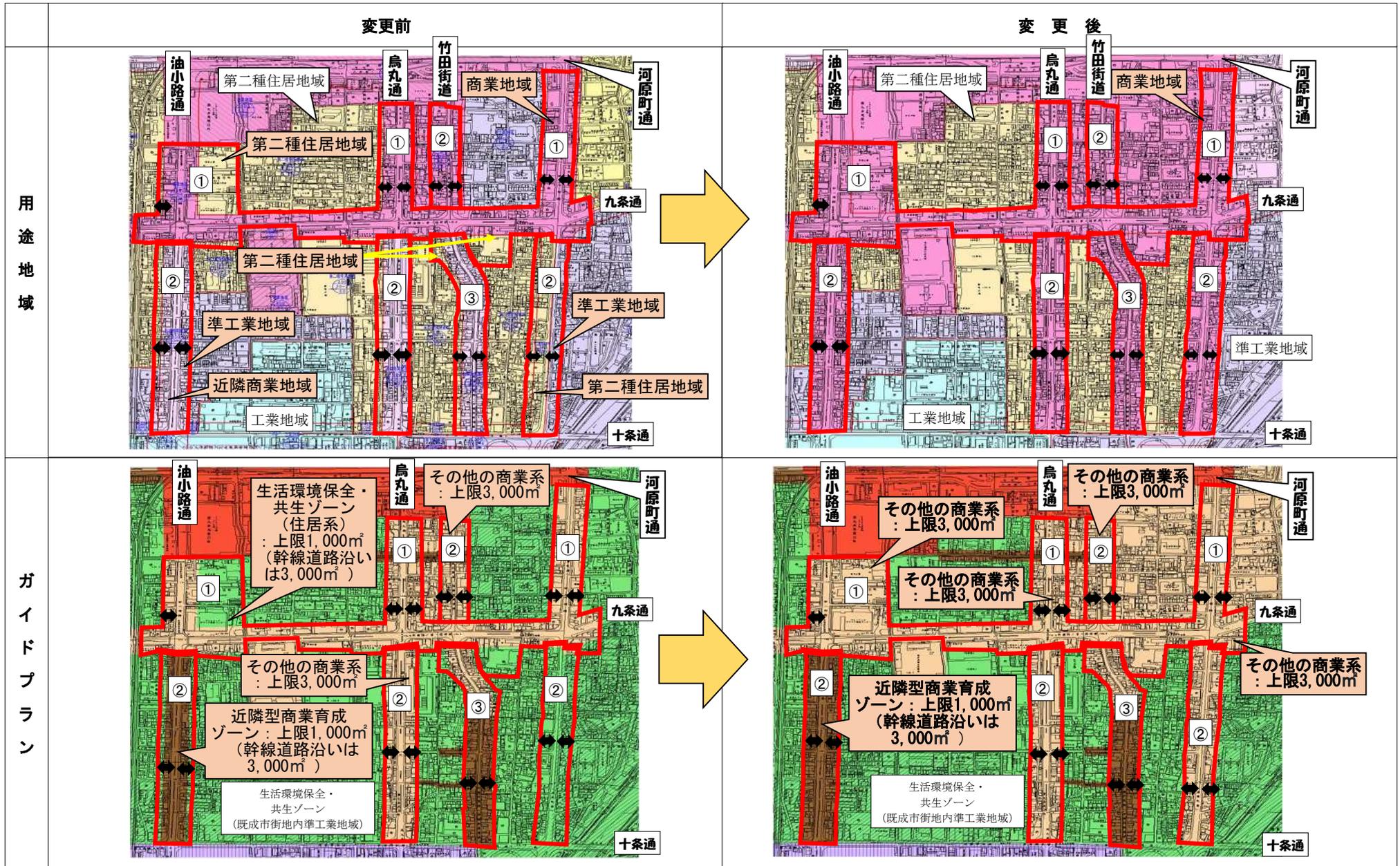


7 京都駅南部（十条通以北の幹線道路沿道）

【見直しの考え方①～③】

- 幹線沿いに新しい土地利用の動きを作りながら、新たなオフィス・ラボ機能の集積地をダイナミックに形成するため、働く場や、そこで働く人の利便につながる機能の誘導に向けた見直し
- 地下鉄駅周辺を中心にランドマーク的な施設が集積し、特にエリアの都市機能の「顔」となる交差点の角地から、通りに向けてにぎわいや活動が一体的に創出されるよう見直し

※変更箇所は、□で囲んだ部分。↔：道路界から、30m（九条通以南は、指定幅を25mから30mに拡大）

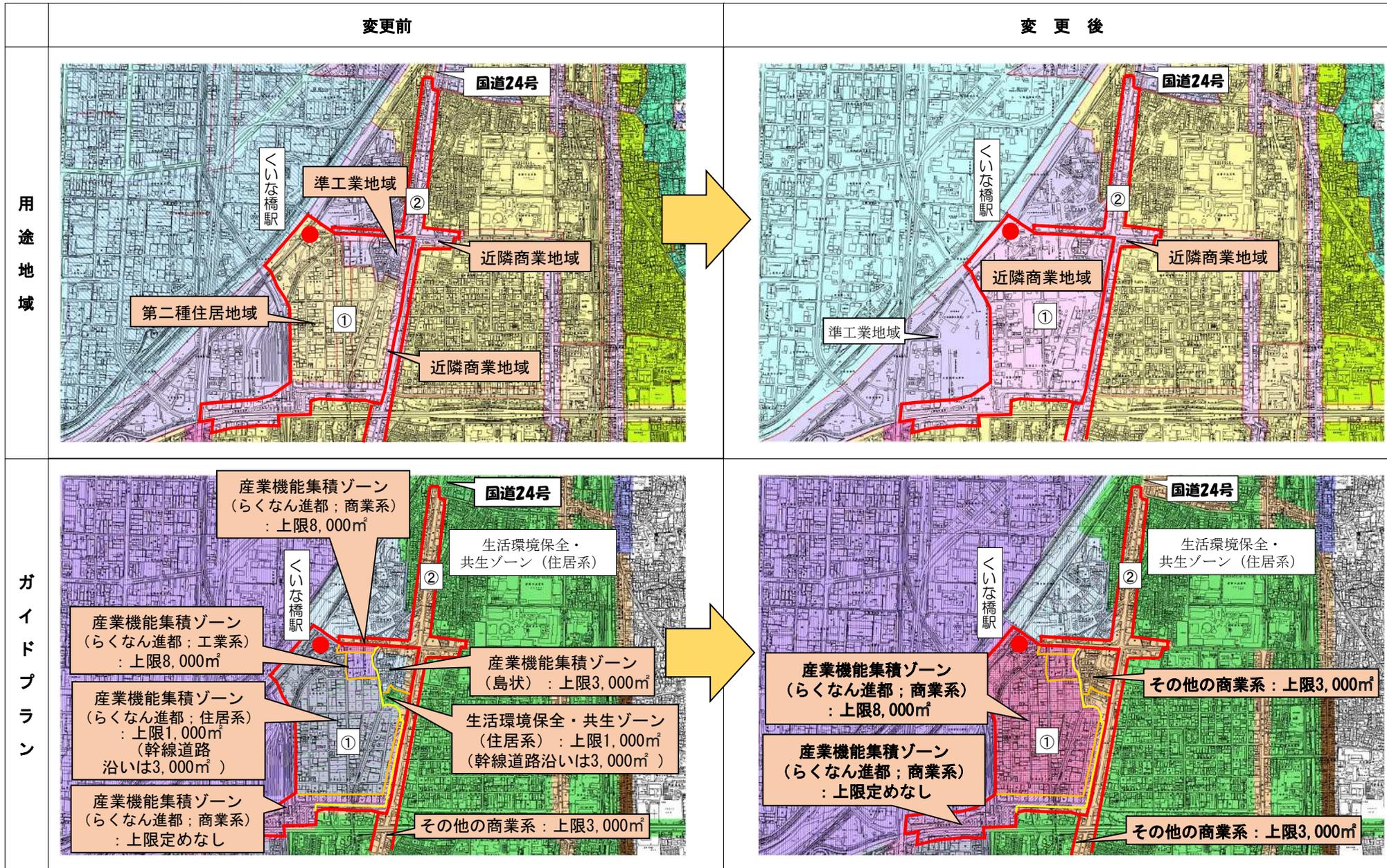


8 竹田駅周辺 1

【見直しの考え方】

- 交通結節点としての機能を活かし、近隣のくいな橋周辺のまちづくりとも連携しながら、商業・業務機能などを集積するため、見直しを行うことにより、南部創造の新たな拠点づくりを進める (①)
- 拠点形成と併せて、幹線沿道と一体的に利便性の高い良質な居住環境の充実を図るため、暮らしに不可欠な生活サービス機能の維持・向上に向けた見直し (②)

※変更箇所は、□で囲んだ部分

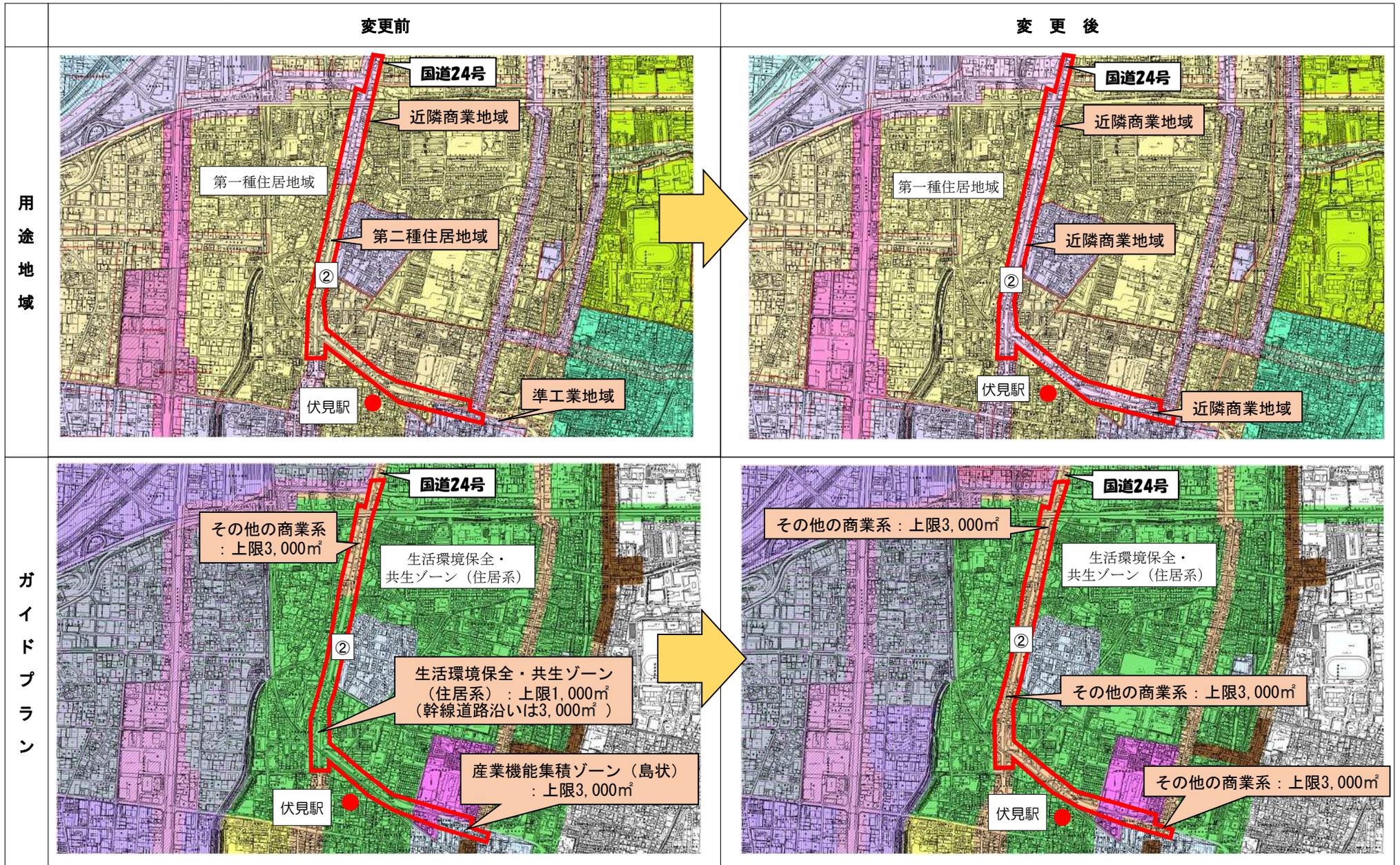


8 竹田駅周辺 2

【見直しの考え方】

- 交通結節点としての機能を活かし、近隣のくいな橋周辺のまちづくりとも連携しながら、商業・業務機能などを集積するため、見直しを行うことにより、南部創造の新たな拠点づくりを進める (①)
- 拠点形成と併せて、幹線沿道と一体的に利便性の高い良質な居住環境の充実を図るため、暮らしに不可欠な生活サービス機能の維持・向上に向けた見直し (②)

※変更箇所は、□で囲んだ部分

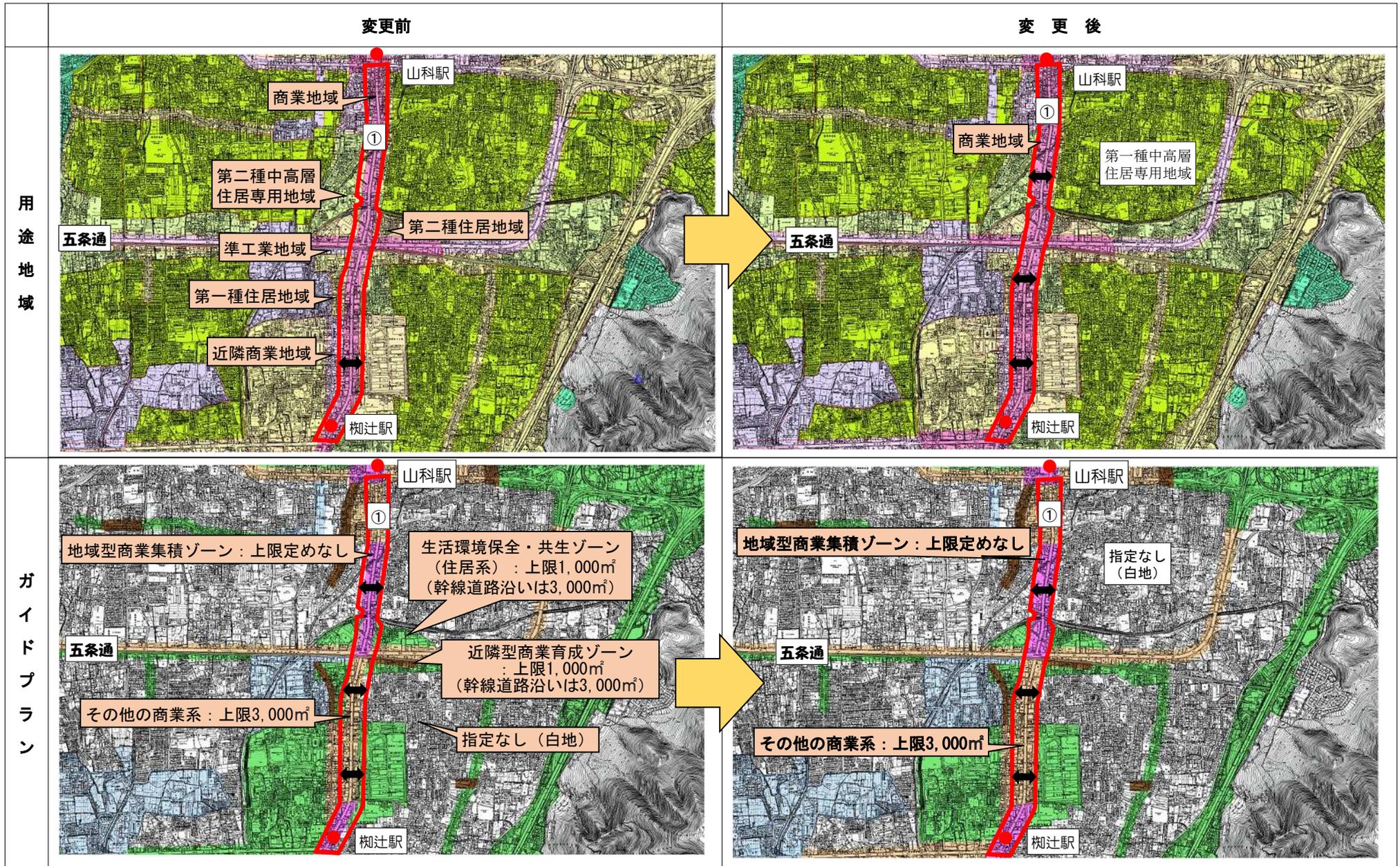


9 東部方面外環状線沿道1 (地下鉄山科駅～柳辻駅：①)

【見直しの考え方①～④】

- アクセスの利便性を活かし、幹線沿道を中心に、新たな魅力の創出や活力の向上に資する多様な都市機能や、若年・子育て世帯のニーズに合った居住環境を創出するとともに、まちに暮らす人々が行き交い、安心・快適で歩きたくなるようなにぎわいと潤いある都市空間を形成するための見直し
- 特に、山科駅から柳辻駅については、幹線沿道との一体的な土地利用を促進し、幹線沿道における土地の計画自由度の向上を図ることにより、事業者の創意工夫を引き出し、後背地の住環境や、山科川をはじめとする自然環境との調和にも配慮した、若年・子育て世帯のニーズに合った居住環境と、人と人のつながりを促す広場空間を創出するため見直し

※変更箇所は、 で囲んだ部分。◆: 道路界から25mまたは30mから50mに拡大

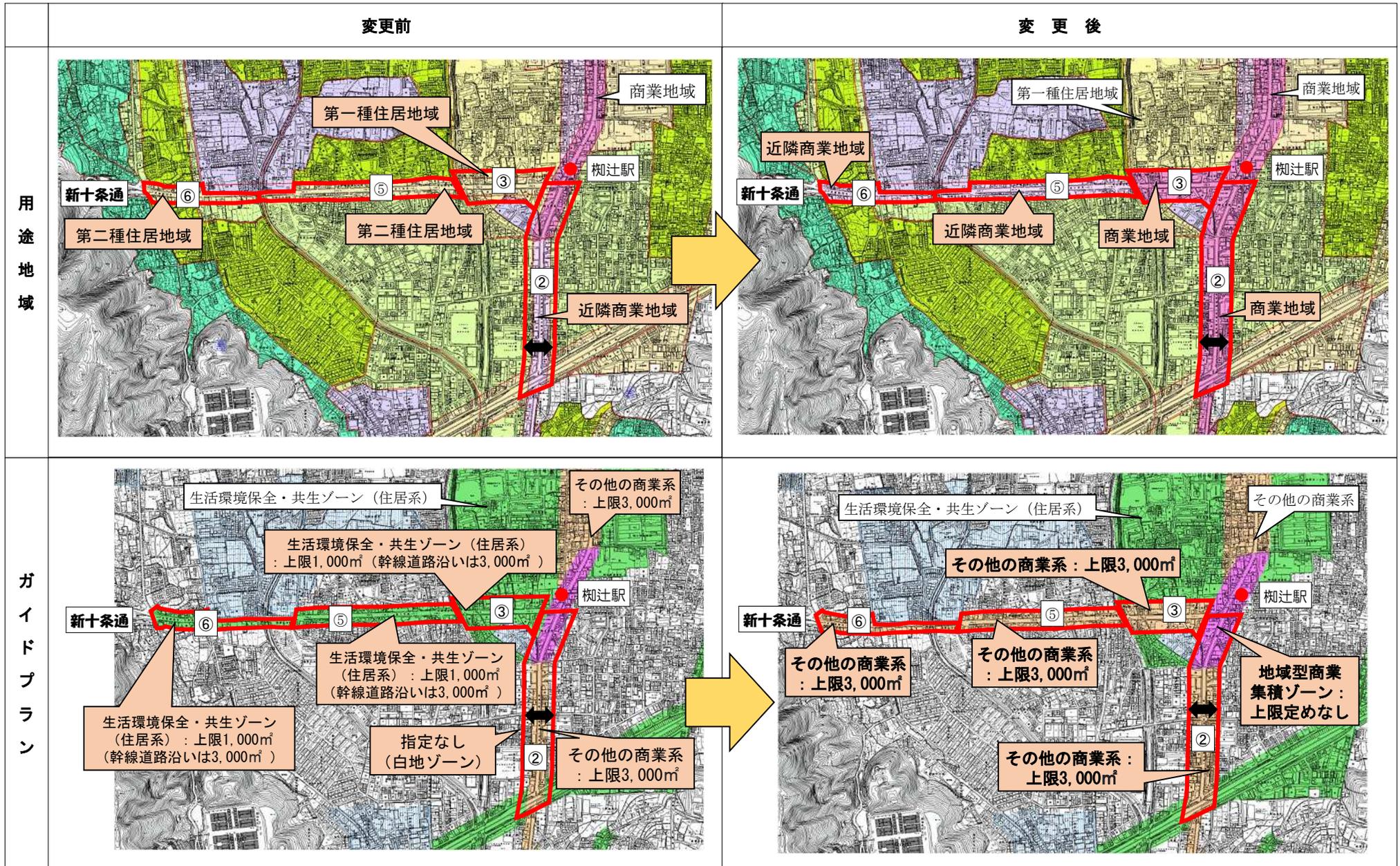


9 東部方面外環状線沿道2（地下鉄柳辻駅、新十条通：②③⑤⑥）

【見直しの考え方⑤⑥】

○ 稲荷山トンネルの無料化により、市内中心部や南部方面等へのアクセス性が高まっているエリアであることから、幹線沿道を中心に、新たな魅力と活力の創出に資する多様な都市機能を集積するため見直し

※変更箇所は、□で囲んだ部分。◆：道路界から25mまたは30mから50mに拡大

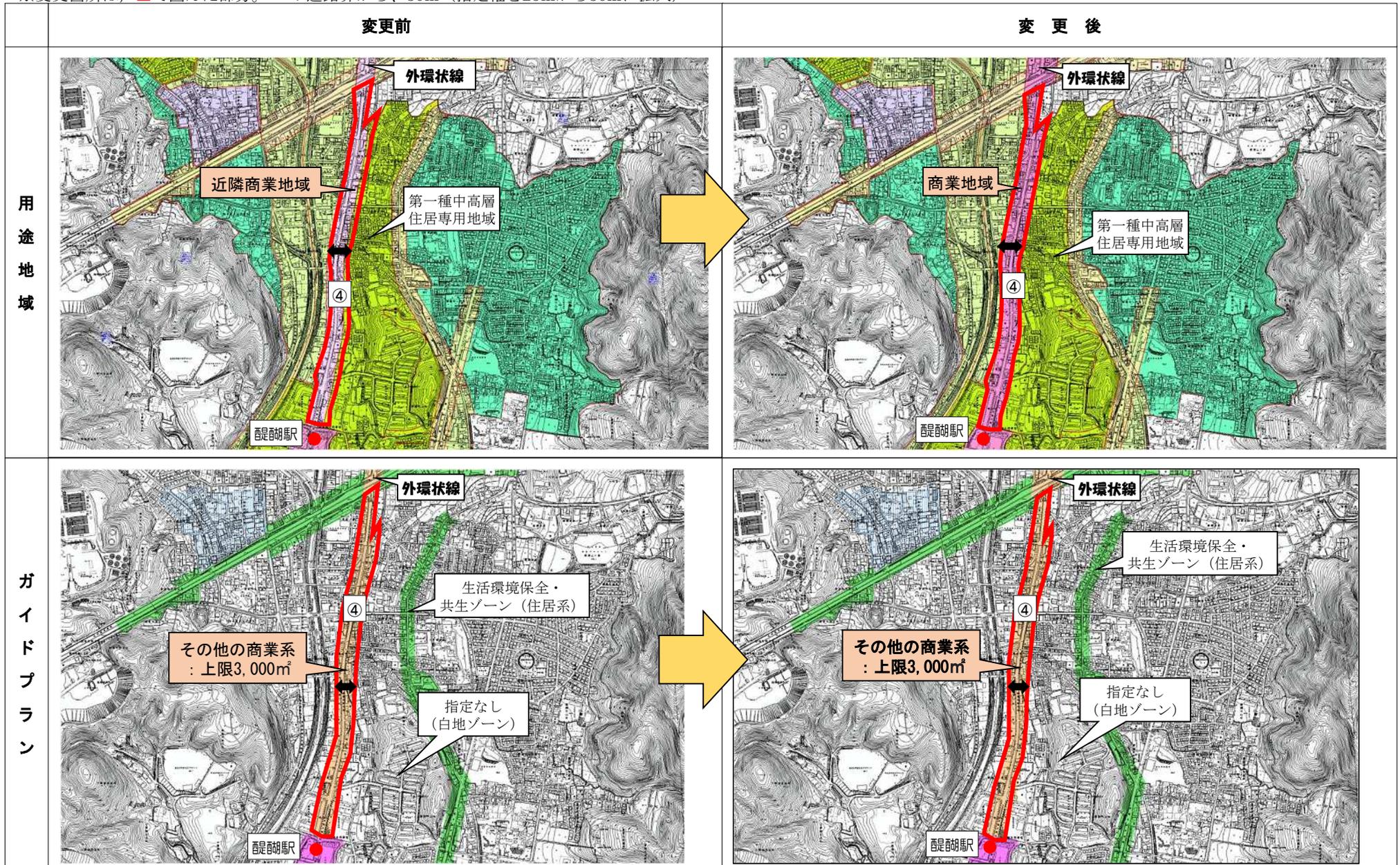


9 東部方面外環状線沿道3（地下鉄柳辻駅～醍醐駅④）

【見直しの考え方①～④】

- アクセスの利便性を活かし、幹線沿道を中心に、新たな魅力の創出や活力の向上に資する多様な都市機能や、若年・子育て世帯のニーズに合った居住環境を創出するとともに、まちに暮らす人々が行き交い、安心・快適で歩きたくなるようなにぎわいと潤いある都市空間を形成するための見直し
- 特に、山科駅から柳辻駅については、幹線沿道との一体的な土地利用を促進し、幹線沿道における土地の計画自由度の向上を図ることにより、事業者の創意工夫を引き出し、後背地の住環境や、山科川をはじめとする自然環境との調和にも配慮した、若年・子育て世帯のニーズに合った居住環境と、人と人のつながりを促す広場空間を創出するため見直し

※変更箇所は、□で囲んだ部分。 : 道路界から、30m（指定幅を25mから30mに拡大）

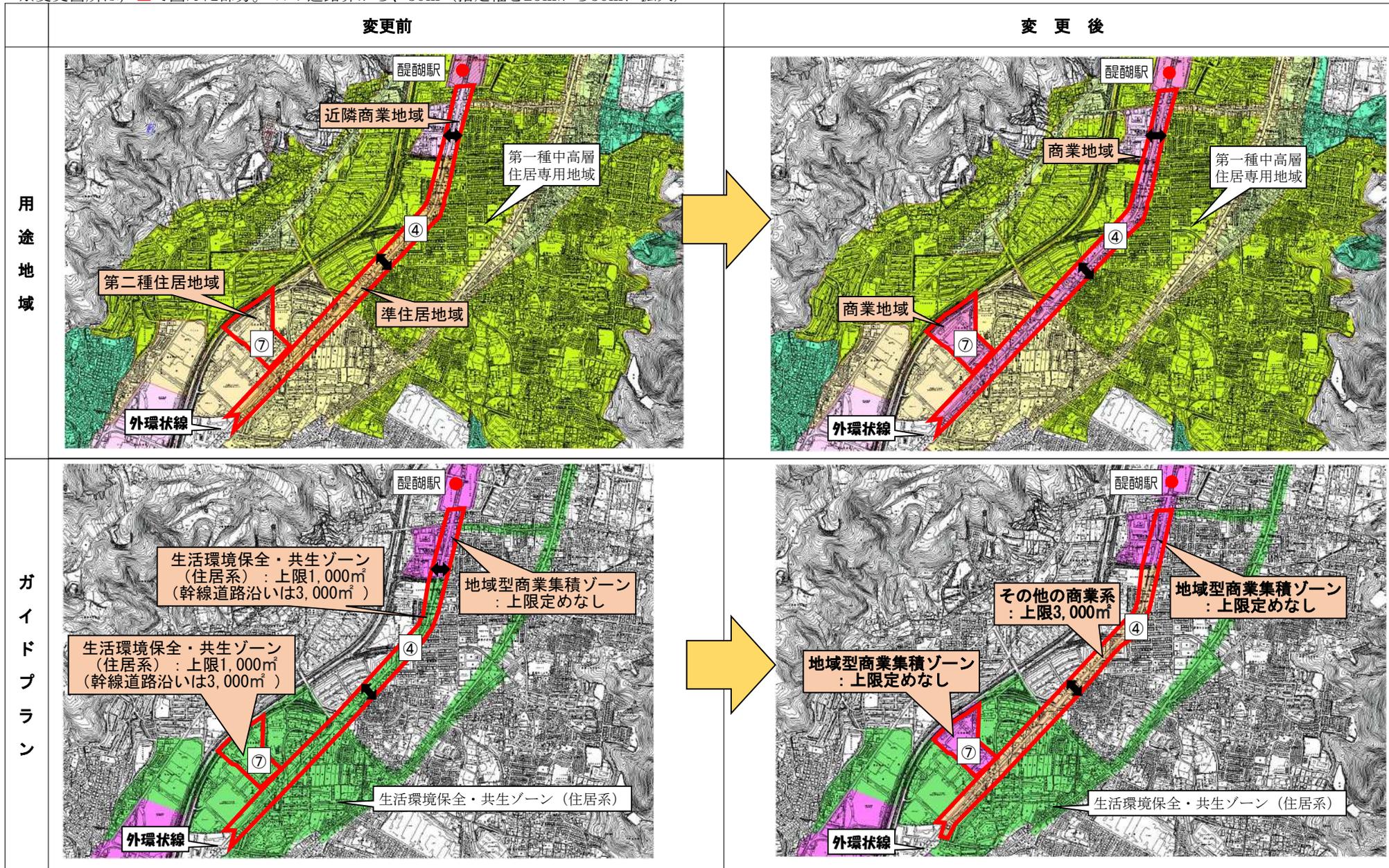


9 東部方面外環状線沿道4 (地下鉄醍醐駅～六地藏駅④⑦)

【見直しの考え方⑦】

○ 新たな価値やにぎわいの創出に資する多様な施設の立地を促進し、将来に亘り醍醐及び市全体の魅力・活力を高めるための見直し

※変更箇所は、□で囲んだ部分。↔: 道路界から、30m (指定幅を25mから30mに拡大)

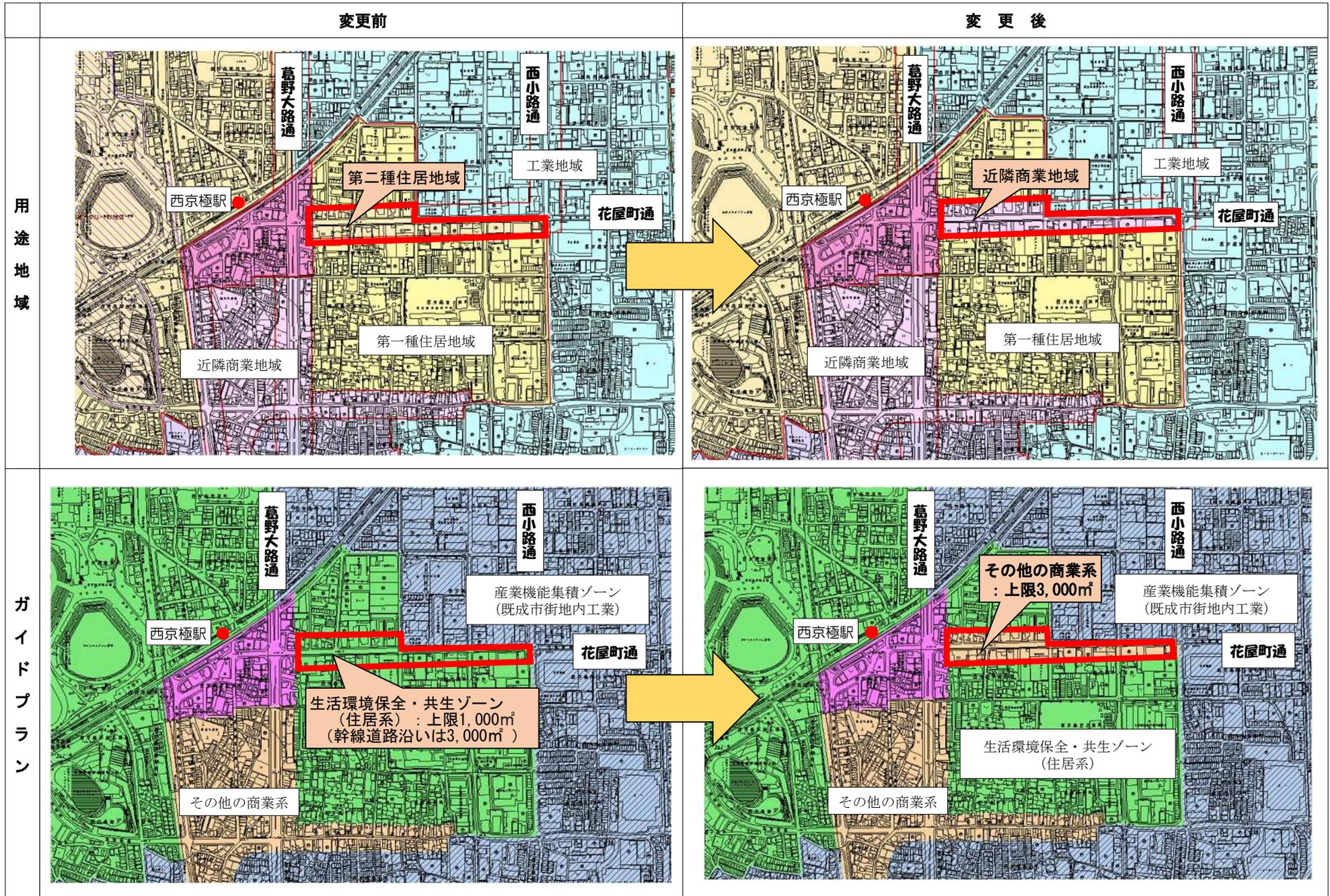


10 市街地西部工業地域

【見直しの考え方】

○ 西京極駅の北東エリアにおける住工共存の進展も見据え、工場やオフィスの集積を図ることと併せて、良質な住宅や生活に身近な商業施設などの充実を図るための見直し

※変更箇所は、 で囲んだ部分

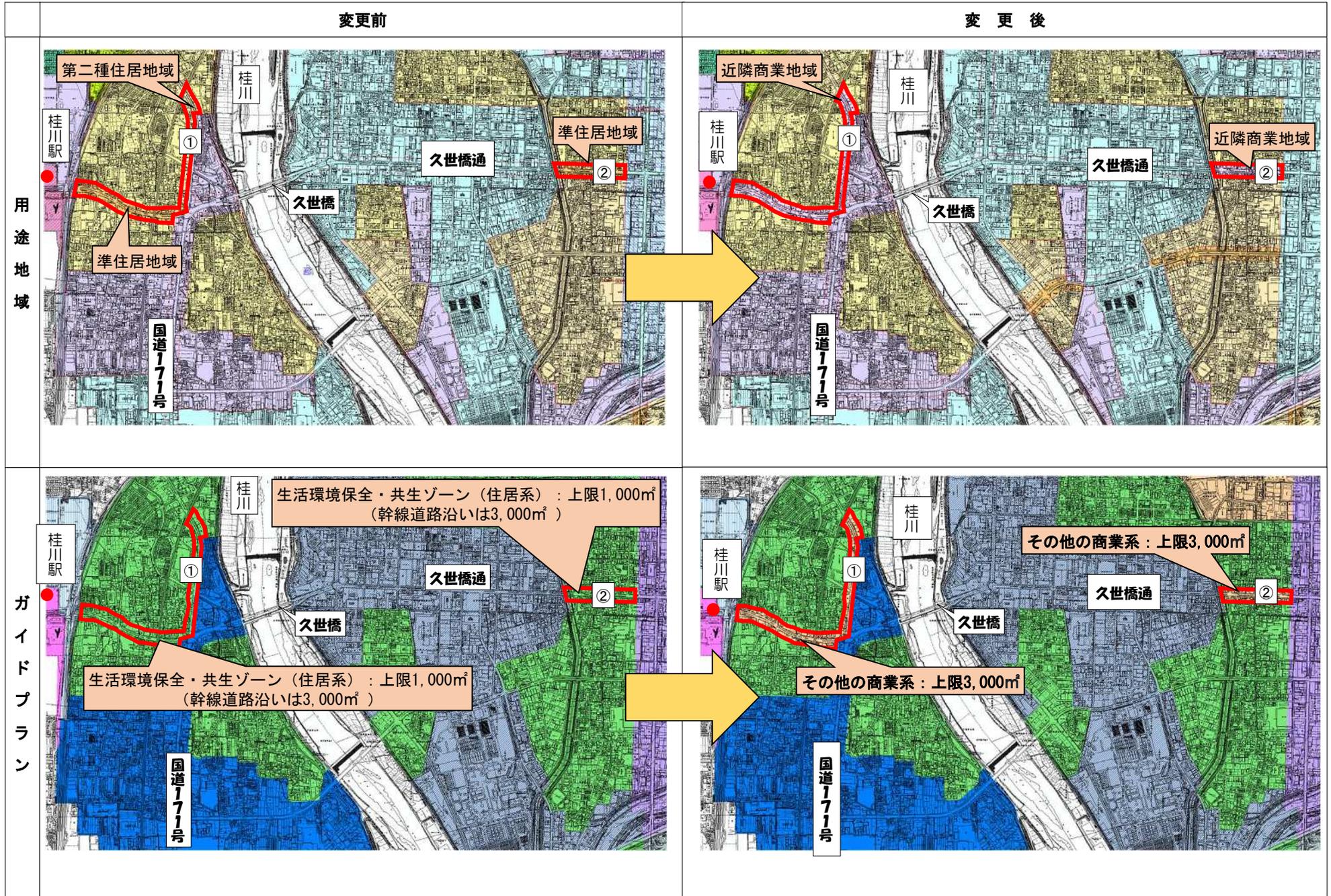


1.1 桂川・洛西口駅周辺（久世橋通、国道171号：①②）

【見直しの考え方】

○ 本市及び隣接市の双方における定住人口の求心力となる駅周辺の暮らしを支えることはもとより、南部創造のまちづくりが先導されるらん進都のまちづくりの進展を見据え、オフィスや住宅など多様な機能を適切に配置するため、住宅や働く場のほか、そこで活動する人の利便や企業の生産性につながる機能の誘導に向けた見直し

※変更箇所は、□で囲んだ部分



12 淀駅周辺

【見直しの考え方】

○ 娯楽・レクリエーション機能や、大阪方面への利便性を活かしつつ、駅周辺の土地地区画整理事業や、隣接市町における職住近接などの新しいまちづくりの進展に合わせて、駅周辺の商店街などの商業機能が充実し、住環境とも調和しながら働く場の立地を促進するための見直し

※変更箇所は、 で囲んだ部分

